

【その他意見関係】

① 報告事項

(1) 令和元年度地域包括支援センター事業実績について	
1	均一である必要はないのかもしれないが、包括ごとに実績のばらつきがあるのが気になる。直近でしなければならないことが優先になるために、イベントのプランニング等が後回しになっているのか。多忙な中で大変なことだと思う。
2	実績報告の「地区活動等」「出張相談」で、延べ人数が1,133人とかなりの数に上っているのは、アウトリーチに近い形での課題把握が有効に機能しているのだと思う。包括まで出向くのは大変と思うのでありがたいと思う。 地域福祉のコンセプトも「アウトリーチ」であるので。
(2) 地域包括支援センターと民生委員の協働による高齢者の安否確認等の取組みについて	
1	包括職員や民生委員だけでなく、市職員のOB等の援助も受けて取り組んでも良いと思う。
2	電話とポスティング中心の取組みになるのはいたしかたないが、ゆくゆくは対面での訪問が望ましいと思うので手段を考えてみるのも良いと思う。
3	コロナの流行で家に閉じこもり気味になり、筋力低下や認知症が進行する事例が多々ある。コロナと共存する方法、新しい生活を考えていく必要があると考える。
4	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、高齢者世帯へのサポートの充実化が求められる中、民生委員と地域包括支援センターの連携による安否確認等の実施は素晴らしいと思う。 外出の機会や活動量の軽減、人との関わりの軽減等、様々なリスクが潜むなか、このような取組みは高齢者への精神的・身体的・社会的支援となり、目的の一つであるフレイル予防につながると思う。
5	感染予防の中大変だと思う。
6	きわめて重要な取組みであると思う。判断能力が正常な方でも、わざわざ包括や役所に出向くのは相当ハードルが高いはずである。認知症はもちろん、MCI等の判断能力が弱まりつつある方にとって効果的と思う。
(3) 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業者計画進捗状況について	
1	北部第二拠点を愛宕に設置する際にパンフレット地図の標記について、内容を修正したほうが良いと思う。
2	認知症サポーター養成講座目標について、コロナ禍の現状では令和2年度の目標を下方修正したほうが良いと思う。
3	例えば「認知症の方に、家族の同意のもと見守り用位置確認装置（GPS）の普及」等、具体的な検討施策があれば検討していただきたいと思う。
4	<u>評価項目の追加について（資料3-②）</u> 「地域ケア会議に関するもの」の項目について ①運営方法や内容の抽出の適正について ②モニタリング方法、フィードバック体制の確立又は適正についての追加を検討いただきたい。
5	認知症総合支援に関する事で、本人も家族も希望をもって暮らせるようになるのかを一番に考えていただきたい。本人や家族が納得できなそうなきはその理由がどこにあるのかも探りながら、取り組んでいただけたらと願っている。
6	所謂「総合事業」では多くの市において制度の狙い通りなかなか進んでない印象である。ある意味予想通りという印象だが、今後より増加が見込まれる介護給付費抑制のためには充実が望ましいと思うが、あまり期待しないで淡々とやっていくのか。

② 協議事項

(1) 令和2年度地域包括支援センター運営協議会スケジュールについて

1	感染拡大の場合延期及び中止等、このような書面報告になるのは承知しているので、適宜対応が必要と感じた。
---	--

③ その他

1	令和2年度前期はなかなか人を集める会合等できず、今後も続く可能性があるので、万が一の時の対策までこれからは踏み込んでいけるとよいのではないかと思います。
2	認知症の普及広報において、重い認知症になった時に起きる困りごとの重要な一つとして、その方の「資産凍結」があるが、どこの自治体でもあまり取り上げられていない印象である。 毎年出ている最高裁の統計によると、成年後見の利用の動機の一位は「預貯金を下せない」である。認知症になって判断を喪失すると、自分の預貯金でも銀行は成年後見人をつけないと、家族でも下ろさせてくれない。また入所等資金を得るための自宅の売却も後見人をつけないとできない。つまり一切の法律行為ができなくなる。 となると家族が建替えられればいいが、介護に必要な資金を調達できなくなる。 言い換えると認知症になって起きるこのような不都合を、判断能力が正常なうちに知っていただき、その対策を促す普及広報が必要である。その対策としては成年後見だけではなく、民事信託、相続時精算課税等の周辺の代替的的制度も併せて知っていただく必要があると思う。特に多くの市民（多摩南部成年後見センターの利用者以外の市民）にとって問題の多い成年後見制度を使わずに済むような準備が必要と考える。
3	介護保険料がそろそろ負担の限界に近づきつつあると思うが、この点の対応策の検討とそのことの普及広報が必要かと思う。
4	資料に目を通すだけでは不十分であると感じるので、出来ればWeb会議で運営協議会を開催いただきたい。
5	成年後見は権利行使ができない人や侵害されている人のためのツールであるとともに、多くの一般市民にとっては相続や本人の資産活用という、より実用的な側面がある。前者については早期に対策を講じるべきことを普及広報すべきことは前述したが、いずれも本年4月に施行した成年後見制度利活用促進計画やこれを受けて策定される多摩市の同実施計画との整合性の検討を行う必要性を感じた。